

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年11月21日

金曜日

第5451号

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し 3

告 示

富山県告示第429号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による 告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和7年11月21日

富山県知事 新田 八朗

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
富山市八尾町柄折字峯 361の6、367の13、字南山3393、3398、3463、3463の2、3472の3、字桂ノ平3553	高桑進
富山市八尾町柄折字峯 361の7、365の8、字南山3392、3465、3467、3473、字桂ノ平3556、3571	中崎進一
富山市八尾町柄折字峯 362の4、字桂ノ平3476	山崎潤子
富山市八尾町柄折字峯 362の4、字桂ノ平3476	山崎俊光

富山市八尾町柄折字峯 365の14、367の5、字桂ノ平 3557、字貉ヶ峯3664	中口福一
富山市八尾町柄折字峯 365の15から 365の17まで、365 の19、365の20、字南山3446、字貉ヶ峯3640、3646、 3651、3652、3671	株式会社上坂漆行
富山市八尾町柄折字峯 367の2、367の12、369の2、 369の3、370の3、字間平 417の1、417の4、419 の7、420の4、字泉 421の4、421の5、421の11、 422の4、422の15、字細尾 439の9、441の2、441 の7、字南山3390、字桂ノ平3531の3、字地極谷3699、 3718の1、3718の2、3721、3723、3726、3727、3730、 3732	中林甚正
富山市八尾町柄折字峯 367の3、371、372、字桂ノ平 3531の2	小林作右衛門
富山市八尾町柄折字細尾 439の3、字貉ヶ峯3653、3660、 3666	久保徳次郎
富山市八尾町柄折字細尾 439の3、字貉ヶ峯3660、3666	中村一成
富山市八尾町柄折字細尾 442の7	北村松次郎
富山市八尾町柄折字南山3384の2、字貉ヶ峯3669の2	徳圓寺
富山市八尾町柄折字南山3385、3393の2、3472の2	高橋友子
富山市八尾町柄折字南山3391	若松登志樹
富山市八尾町柄折字桂ノ平3498、3500、3502	高田みち子
富山市八尾町柄折字桂ノ平3498、3500、3502	茗島庄太郎
富山市八尾町柄折字地極谷3714、3715	中田定一
富山市八尾町柄折字地極谷3716、3717	高桑甚蔵

2 通知の内容

1 の森林について、令和7年10月17日富山県告示第390号で告示したとおり保
安林の指定施業要件を変更する予定である。

3 森林法第189条による掲示

令和7年11月11日から富山市役所に掲示した。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があるので、公表する。

令和7年11月21日

富山県知事 新田 八朗

- 1 特約業者の名称
株式会社 光神
 - 2 主たる事務所の所在地
富山市羽根 278番地 1
 - 3 指定の取消しの年月日

令和7年9月29日

